

令和8年度ほしいもシェイク普及促進・PR業務委託仕様書

1 件名

令和8年度ほしいもシェイク普及促進・PR業務

2 目的

令和7年度に引き続き、「ほしいもシェイク」の魅力を発信するフェア等の企画を実施するとともに、更なる認知拡大に向けた露出機会の創出や、販路拡大に向けた店舗支援を行うことで、「ほしいもシェイク」の普及促進と地域内での定着を図り、地域ブランドとしてのイメージ造成及び観光周遊、消費額の向上を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。

4 業務内容

上記2の目的を踏まえ、受託者は以下の業務について、企画、提案し、協議会と協議しながら実施すること。

(1) 「フェア」等の企画に係る企画・運営

県内外の飲食店等において、ひたちなか・大洗のご当地スイーツ「ほしいもシェイク」を提供する「フェア」等の企画を開催するとともに、効果的なプロモーション等を実施し、企画の盛り上げや周遊促進を図ること。

【「フェア」等の企画概要】

開催時期	令和8年9月中旬～11月中旬
対象店	主にひたちなか大洗地域を中心としたエリアに拠点を置く飲食店等 ※首都圏を含め、エリア外の飲食店等も参加可能とする
実施店数	20店程度を想定
企画内容	・ 実施店において、ほしいもシェイクを提供する。 ・ 「フェア」等の企画のプロモーションを実施する。

①実施店の選定

参加店の選定は受託者が行い、協議会と協議の上、決定すること。なお、「フェ

ア」等の企画終了後も継続してほしいもシェイクを提供できる店舗を優先して選定すること。

②実施要領の作成

事業内容とスケジュール、フェア等の企画実施に際しての留意点等について、実施店向けの要領を作成し、実施店に内容を説明すること。なお、詳細は協議会と協議の上、決定すること。

③「フェア」等の企画運営及び実績の取りまとめ

- ・ 「フェア」等の企画期間中、実施店の状況を確認し、当初の予定に変更等があれば速やかに協議会へ報告すること。
- ・ 実施店に対して、「フェア」等の企画に係る SNS 等で行う周知を支援すること。
- ・ 実施店に対して、レシピ・材料等のアドバイス(既存レシピの再考含む)や店舗が提供しやすくなる仕組みづくり、情報提供をするなど、「フェア」等の企画の円滑な実施につながる工夫をすること。
- ・ 実施店に対して、委託業務終了後も店舗がほしいもシェイクの提供を継続できるように、長期的な提供を見据えた提案や調整を実施すること。
- ・ 「フェア」等の企画実施期間中における参加店舗の販売実績（販売価格、売上個数等）や支援内容（SNS、PR 資材）についての効果等を情報収集し、その結果を報告すること。

④フェア等の企画のプロモーション

- ・ フェア等の企画について、SNS 等を中心に、ターゲットを意識した効果的なプロモーションを実施すること。

【ターゲット】 首都圏在住の 20～40 代女性

【実施内容例】

- ・ SNS を活用した PR 投稿の実施
 - ・ WEB・SNS 広告
 - ・ PR 資材（ポスター、チラシ等）制作・配布
- ※上記以外の提案を妨げるものではない
- ・ ターゲット層に影響力のある有名タレントやインフルエンサー等を起用して PR をすること。なお、選出については、協議会と協議の上、決定すること。
 - ・ ほしいもシェイクの認知拡大に繋がるコンテンツのメディア露出の機会を獲得できるよう努めること。

- ・ ひたちなか市内および大洗町内で店舗、キッチンカー等による販売を実施し、地元住民向けにほしいもシェイクのPRを行うこと。販売を依頼する事業者や販売する場所、日時などの詳細は協議会と協議の上、決定すること。
- ・ ほしいもシェイクの飲み比べによる周遊観光を促進するため、期間中の実施店を全てPRすること。
- ・ 協議会の関係者と協力し、幅広く周知を行うこと。

(2) PR 資材の制作・配付（デザインを含める）

ほしいもシェイクのPR資材を制作し、提供店舗に配付すること。なお、制作にあたっては、資材に使用するほしいもシェイクの写真を制作前に店舗へ確認すること。

①PR 資材の例（フェア等の企画の広告物とは別に制作すること）

- ・ のぼり
- ・ ステッカー（シール）
- ・ コースター など

②PR 資材のデザインについて

- ・ ひたちなか大洗地域のご当地スイーツとしてのほしいもシェイクをPRするデザインとすること。
 - ・ フェア等の企画以外でも使用できるデザインとすること。
 - ・ 特定のほしいもシェイクをモデルにせず、抽象的なほしいもシェイクのイメージイラストを制作して用いること。
 - ・ ターゲットを意識したデザインとすること。
 - ・ 複数のPR資材を制作する場合、統一的なデザインとすること。
 - ・ 協議会が制作する資材であることが分かるデザインとすること。
 - ・ PR資材の文言について、協議会と協議の上、決定すること。
 - ・ PR資材の制作数・配付数について、協議会と協議の上、決定すること。
- なお、令和7年度制作デザインの使用も可能とする。

(3) その他

- ・ 上記以外、ほしいもシェイクの普及促進に必要な内容があれば、提案すること。
- ・ 委託期間中、可能な限り今後の展開案やブランディング等について必要な助言を行うこと。

5 委託業務完了時に提出する成果品

(1) 実績報告書（A4縦、左綴じカラー印刷） 3部

※「フェア」等の企画の参加店舗における販売実績及びプロモーションの効果について記載すること。

(2) 本業務で作成した店舗用資料や、プロモーション素材（撮影した写真等含む）

(3) (1)、(2)の電子データ（CD又はDVD） 3枚

6 業務実施に当たっての留意事項

(1) 委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。

(2) 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うものとする。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

(4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うものとする。

(5) 成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び利用権は、全て協議会に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うものとする。

(6) 本業務は、これまでの協議会事業の内容を踏まえて実施すること。

(7) 本仕様書は、県と受託者が協議のうえ、必要に応じて改正することができる。

7 その他

本仕様書に記載されていない事項は、双方協議により決めるものとする。